

公益社団法人新潟県私学振興会

業 務 規 程

制 定	平成 8 年	4 月 1 日（適用）
一部改正	平成 10 年	6 月 1 日（適用）
一部改正	平成 14 年 12 月 3 日	（施行）
一部改正	平成 25 年	4 月 1 日（施行）
一部改正	平成 27 年	4 月 1 日（施行）

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公益社団法人新潟県私学振興会定款（以下「定款」という。）、公益社団法人新潟県私学振興会貸付あっせん事業及び研修等助成事業業務方法書及び公益社団法人新潟県私学振興会退職資金事業業務方法書の規定に基づき業務の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規程における「私立学校」等の用語の意義は、定款、公益社団法人新潟県私学振興会貸付あっせん事業及び研修等助成事業業務方法書（第 2 章において「業務方法書」という。）及び公益社団法人新潟県私学振興会退職資金事業業務方法書（第 3 章において「業務方法書」という。）の例による。

（入会手続）

第 3 条 定款第 7 条の入会申込書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 前項の入会申込書には、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に規定する書類を添付しなければならない。

- （1）定款第 5 条第 3 項に規定する第 1 号会員になろうとする場合
別記第 2 号様式による出資契約書及び別記第 3 号様式による教職員登録届
- （2）定款第 5 条第 3 項に規定する第 2 号会員になろうとする場合
前号に規定する出資契約書
- （3）定款第 5 条第 3 項に規定する第 3 号会員になろうとする場合
第 1 号に規定する教職員登録届

(入会の承認)

第4条 振興会は、定款第7条の規定による入会の承認をしたときは、別記第4号様式による入会承認書を入会の申込みをした者に交付しなければならない。

(会員種別変更届)

第5条 定款第5条第4項の会員種別変更届は、別記第5号様式によるものとする。

(異動報告)

第6条 会員は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、第6号様式による異動報告書を提出しなければならない。

(1) 会員又は所属学校の名称、住所及び代表者に異動があったとき。

(2) 学校又は団体を設置又は廃止したとき。

(退会届)

第7条 定款第8条の退会届は、別記第7号様式によるものとする。

(会員名簿)

第8条 振興会は、会員の種類を明らかにした会員名簿を備え付けなければならない。

第2章 貸付あっせん事業及び研修等助成事業

(出資申込書)

第9条 業務方法書第5条第3号の出資申込書は別記第8号様式によるものとする。

(出資証)

第10条 業務方法書第6条の出資証は別記第9号様式によるものとする。

(出資金払込通知書)

第11条 業務方法書第7条第2項の出資金払込通知書の別記第10号様式によるものとする。

(資金貸付けの対象事業)

第12条 業務方法書第13条の規定による資金の貸付けは、当分の間、次の各号に掲げるものを主たる対象とする。

(1) 高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号）、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）又は各種学校規程（昭和31年

文部省令第31号)及び幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)に規定する施設設備等の基準を充足するための事業

(2) 理科教育振興法(昭和28年法律第186号)又は産業教育振興法(昭和26年法律第228号)に規定する施設設備の基準を充足するための事業

(3) 老朽校舎等の緊急整備事業

(4) 学校の施設、設備に要した資金で、振興会以外の金融機関から借り入れた債務の肩替り資金・経営の操作を容易にするための資金

(5) 経営の操作を容易にするための資金

(資金貸付けあっせん基準)

第13条 業務方法書第15条の規定による資金のあっせんは、別表に定める基準により行うものとする。

(貸付金の限度額)

第14条 業務方法書第17条第2項の貸付金の最高限度額は、会員の設置する1の学校ごとにその未償還額を合わせて、次の各号に掲げる額とする。

(1) 業務方法書第13条第1号に係る資金

高等学校に係るものにあつては5,000万円、その他の学校に係るものにあつては3,000万円

(2) 業務方法書第13条第2号に係る資金

高等学校に係るものにあつては3,000万円、その他の学校に係るものにあつては2,000万円

(3) 業務方法書第13条第3号に係る資金

1,000万円

2 業務方法書第17条第2項の貸付金の最低限度額は、1件につき50万円とする。

(原資預託に関する契約書)

第15条 業務方法書第11条に規定する指定金融機関との原資預託に関する契約の書式は、別記第11号様式によるものとする。

(資金借入申請書等)

第16条 業務方法書第14条第1号の資金借入申請書は、別記第12号様式によるものとし、同条第2号に規定する事業計画書は、別記第13号様式によるものとする。

(資金貸付あっせん書)

第17条 業務方法書第15条第1項の規定による資金貸付けのあっせんは別記第14号様式により行うものとする。

(資金貸付けに関する回答)

第18条 業務方法書第15条第2項の規定により取扱金融機関が振興会に行う貸付けに関する回答の書式は、別記第15号様式によるものとする。

2 振興会は前項の貸付あっせんの回答により貸付けが決定されたときは、資金借入申請者に対し別記第16号様式により通知するものとする。

(資金貸付報告書)

第19条 業務方法書第19条第1項の資金貸付報告書は、別記第17号様式によるものとする。

(事業完了報告書)

第20条 業務方法書第19条第2項の事業完了報告書は、別記第18号様式によるものとする。

(事業内容変更承認申請書)

第21条 業務方法書第20条第1項の事業内容変更承認申請書は、別記第19号様式によるものとする。

(助成金交付申込書)

第22条 業務方法書第27条の助成金交付申込書は、別記第20号様式によるものとする。

第3章 退職資金事業

第23条 会員（第1号会員及び第3号会員をいう。次項及び第28条において同じ。）は、新たに教職員等を登録しようとするときは、別記第3号様式による教職員登録届を提出しなければならない。

2 会員は、登録されている教職員等に関して、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に掲げる書式により、10日以内に異動報告書を提出しなければならない。

(1) 退職し、若しくは死亡し、又は常勤の者でなくなったとき。

別記第21号様式

(2) 配置転換により所属学校等に変更が生じたとき（業務方法書第7条第3項に規定する場合を含む。）。

別記第22号様式及び別記第22号様式の2

(3) 氏名に変更があったとき。 別記第23号様式

(4) 給与月額に異動を生じ、そのため標準給与月額に変更があつ

たとき。 別記第 2 4 号様式

(5) 休職、停職等の事由によりその者に係る負担金の払込みを一
時停止しようとするとき。 別記第 2 5 号様式

(6) 前号の届出を変更しようとするとき。 別記第 2 6 号様式

(登録者原票)

第 2 4 条 振興会は、第 3 条第 2 項又は第 2 3 条第 1 項の規定により
教職員登録届が提出された教職員等について、別記第 2 7 号様式に
よる登録者原票を備え、その登録の期間、標準給与月額の変動その
他所要事項を記載して整理しなければならない。

(督促状)

第 2 5 条 業務方法書第 5 条第 2 項の督促状は、別記第 2 8 号様式に
よるものとする。

(延滞金の算定)

第 2 6 条 業務方法書第 5 条第 3 項の規定により延滞金を算定するに
あたっては、その計算の基礎となる負担金の延滞額に 1, 0 0 0 円
未満の端数があるとき又は延滞金の金額に 1 0 0 円未満の端数があ
るときは、その端数を切り捨てるものとする。

(証明書類)

第 2 7 条 業務方法書第 1 3 条の退職資金交付請求書は、別記第 2 9
号様式によるものとし、同条の理事長の定める証明書類等は、次に
掲げるとおりとする。

(1) 傷病退職の場合 傷病の経過及び現状を詳細に記載した医師
の診断書

(2) 死亡退職の場合 死亡者の戸籍謄本及び別記第 3 0 号様式に
よる生計関係申立書

2 定款第 1 1 条第 2 項の規定により、退職資金の額に相当する額を
請求するとき、又は業務方法書第 8 条の規定により退職とみなされ
た教職員等の退職資金の交付を請求するときは、第 3 1 号様式によ
る退職給与引当金繰入確約書を添付するものとする。

(退職資金交付決定通知)

第 2 8 条 振興会は、退職資金交付請求書を受理したときは、直ちに
退職資金の交付額を算定し、これを別記第 3 2 号様式による退職資
金交付決定通知書により、会員に通知するものとする。

(支給報告書)

第 2 9 条 業務方法書第 1 2 条に規定する退職金の受領を証する書面
は、別記第 3 3 号様式による退職金支給報告書とする。

2 定款第 1 1 条第 2 項の規定により退職資金の額に相当する額を交

付されたときは、別記第34号様式による配置転換による退職資金相当額受領報告書を、業務方法書第8条第1項の規定により退職資金を交付されたときは、別記第34号様式の2によるみなし退職資金受領報告書を提出しなければならない。

第4章 雑 則

(台帳の備付)

第30条 振興会は、業務の円滑かつ確実な執行を期するため、次に掲げる台帳を備えなければならない。

- (1) 別記第35号様式による出資金台帳
- (2) 別記第36号様式による資金貸付・原資預託金台帳
- (3) 別記第37号様式による負担金台帳

(現金の管理)

第31条 現金は、銀行預金により管理するものとする。

(経費の支出)

第32条 経費の支出は、すべて請求書の提出を待って行わなければならない。ただし、その性質上請求書の提出が困難なものについては、この限りでない。

(会計処理)

第33条 振興会の会計処理の方法については、別に定める。

(規程の変更)

第34条 この規程を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、軽易な事項については、理事長の決するところによることができる。

(補則)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成8年4月1日制定)

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 定款附則第2項の規定により第3号会員の資格を取得した正会員は、第3条第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の日の前日現在における教職員等については、同項に規定する教職員登録届を入会申込書に添付することを要しない。
- 3 定款附則第3項の規定により第1号会員とされる正会員は、第20条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行の日の前日現在に

おける教職員等については、同項に規定する教職員登録届を提出することを要しない。

附 則（平成10年4月20日一部改正）

- 1 第9条第5号、第11条第1項、第1号、第2号、第3号、第2項、第13条の改正規定は平成10年4月20日から施行し、平成10年6月1日から適用する。

附 則

- 1 第27条第2号、別記第8号様式、別記第33号様式の改正規定は平成14年12月3日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

- 1 第12条第1項第1号の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。